**日常生活自立支援事業 生活支援員雇用契約書（案）**

社会福祉法人 ○○○社会福祉協議会（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、甲の行う日常生活自立支援事業に関して、次のとおり雇用契約を締結する。

（業務及び範囲）

第１条 乙は、甲が行う日常生活自立支援事業の生活支援員として、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者の権利擁護に資することを目的とし、福祉サービス利用援助契約書（以下「利用契約書」とする。）及び支援計画に基づいて次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（１） 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き

（２） 福祉サービスの利用料を支払う手続き

（３） 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き

（４） 年金および福祉手当の受領に必要な手続き

（５） 医療費を支払う手続き

（６） 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き

（７） 日用品等の代金を支払う手続き

（８） 以上の支払いにともなう預金の払戻、預け入れの手続き

（９） 支援計画の見直しに係る訪問調査

２ 前項第１号から第９号に規定する業務は、利用者と甲の間に利用契約が締結された場合にのみ行う。

３ 乙は、甲の指示に基づいて、利用契約書及び支援計画に定める業務の範囲内において利用者にサービスを提供するとともに利用者の生活状況等の把握等に努めるものとする。

（雇用期間）

第２条 契約の期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年３月３１日までとする。

（雇用契約の更新）

第３条　契約の更新は以下の各号の示す基準を勘案して行う。

（１）　従事している事業の業務量

（２）　業務執行能力

（３）　本会の経営状況

（４）　勤務態度

（就業時間）

第４条 就業時間は、午前９時から午後５時（月曜日から金曜日）までの時間のうち会長が命じた時間とする。

（就業日）

第５条　就業日は、おおむね１か月に１日から５日程度とし、甲乙双方の合意に基づき、決定した日とする。ただし、第６条に定める休日は勤務日として指定しない。

（休日）

第６条 休日は次のとおりとする。

（１） 日曜日及び土曜日並びに甲が指定した日

（２） 国民の祝日に関する法律に規定する休日

（３） 年末年始（１２月２９日より翌年１月３日まで）

（報告等の義務）

第７条 乙は、自らの活動内容及び活動時間等について甲の定める方法により、その都度甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する事故等が起こった場合は、速やかに甲に連絡し、その指示を受けることとする。

２ 乙は、傷病その他やむを得ない事由により、業務に従事できないときは、事前に甲に連絡しなければならない。

（活動手当等の支給）

第８条 乙が第１条第１項第１号から第８号までに規定する活動を行ったときは、前条第１項の報告に基づき、別表１の活動手当等単価表により算出した額を活動手当として支給する。

２ 乙が第１条第１項第９号に規定する活動を行ったときは、別表１の活動手当等単価表に掲げる訪問調査費を支給する。

３ 甲の求めに応じる研修会等への参加に要する旅費は、別表１の活動手当等単価表により算出された額を支給する。

（交通費）

第９条 乙が、第１条第１項第１号から第８号までに規定する活動を行ったときは、別表２の交通費基準額により算出された額を支給する。

（支給額算出方法）

第１０条 活動手当、訪問調査費及び交通費（以下「報酬等」という。）の支給金額は、第７条第１項に規定する乙からの報告に基づき算定するものとする。

２ 報酬等の計算期間は、月の１日から末日までとする。

（報酬等の支給方法）

第１１条 報酬等の支払いは、前条の各項により算出された額を翌月の○○日に乙があらかじめ指定した金融機関の口座へ振り込むものとする。ただし、支給日が休日、日曜日又は土曜日の場合は直前の平日とする。

（活動中の事故補償）

第１２条 乙の通勤及び活動中の事故については、甲の加入する労災及び「社協の保険賠償補償」の範囲内（通勤及び活動中の自動車事故についての対人賠償、対物賠償は対象とならない。）で補償するものとする。

（損害の賠償）

第１３条 乙は、故意若しくは重大な過失等によって甲や利用者に損害を与えた場合、その損害の全額若しくは一部を賠償しなければならない。

（遵守事項）

第１４条 乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１） 乙は、利用者及び甲の信用を傷つけ、名誉を毀損するような行為をしてはならない。

（２） 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後においても同様とする。

（３） 乙は、その活動中、常時身分証明書を携行すること。

（４） 乙は、業務の実施について、甲又は甲の指定する職員の指示又は監督に従わなければならない。

（５） 乙は、利用者宅等への移動について自家用車を利用する場合、任意保険（共済）（対人無制限、対物1,000万円以上）に加入していること。

また、利用者を乙の自家用車に便乗させてはならない。

（６） 乙は、岡山県社会福祉協議会及び甲が開催する研修会等に可能な限り参加すること。

（７） 乙は、利用者との関係において、利用契約書及び支援計画に定められた事項以外の金銭・物品の授受、貸借を絶対に行わないこと。

（解雇）

第１５条 甲は、次のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

（１） 決められた業務に専念せず不熱心なとき。

（２）　利用者との関係において、不当に金品・物品の授受、貸借を行ったとき。

（３）　甲又は甲の指定する職員の指示又は監督に不当に従わないとき。

（４） 業務上知り得た利用者の個人情報を他に漏らし、利用者に不利益が生じたとき。

（その他）

第１６条 本契約書に定めのない事項並びに内容について変更が生じる場合は、甲乙協議の上、誠意をもって解決することとする。

上記契約締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲 所在地

法人名

代表者 印

乙 所在地

氏 名 印

別表１

（活動手当等単価表）

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分 | 単 価 |
|  | １時間 ８００円  ＊１時間をこえる場合は、３０分ごとに３５０円を加算する。 |
| 支援計画の見直し | 訪問調査費 １回あたり１，８６０円 |
|  | 業務連絡会議又は研修会等への出席については、別途市町村社協が定める規程によって支給する。 |

別表２

（交通費基準額）

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分 | 単 価 |
|  | なし |
|  | 実費弁償  ＊「生活支援員宅から利用者宅までの往復の移動に要する交通費」及び「活動に要する交通費」 |
| バイク又は自動車 | 生活支援に要する移動距離  ４km未満 １００円／回  ４km以上１０km未満 　２００円／回  １０km以上２０km未満 　３００円／回  ２０km以上３０km未満 　４００円／回  ３０km以上４０km未満 　５００円／回  ＊以下、１０kmごとに１００円を加算した額とする。  ＊上記の「生活支援に要する移動距離」は、「生活支援員宅から利用者宅までの往復の移動に要する距離」及び「活動に要する距離」を加算したものとする。 |
| 駐車場 | 生活支援に要する駐車料金  　駐車場の領収書に基づき、実費の支払いとする。 |

注１）「支援計画に基づく活動」にのみ上記交通費を支給する。

**「日常生活自立支援事業生活支援員雇用契約書」記載留意事項**

**１．雇用期間の定め**

　本雇用契約書（案）においては、年度ごとに本雇用契約書を交わす年度更新にしている。年に一度、生活支援員の意思を確認するためにも毎年交わすことが妥当であると考える。

　しかし、各実施社協の判断により、自動更新の旨を定めることも可能である。

**２．報酬等の支払い**

第１０条については、各実施社協で通常行っている方法で検討していただきたい。

**３．遵守事項について**

第１３条第５項の対物の補償額については、無理のない範囲内で各実施社協において設定していただきたい。

**４．その他**

別表１ 活動手当等単価表の「研修会出席旅費」については、訪問調査費と同額もしくは各実施社協の旅費規定により設定していただきたい。